鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務

資料２

企画提案書評価委員会運営要綱　（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第２条　評価委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第２条第３項の規定に基づき設置されるものであり、その審議内容は次の各号に掲げる事項とする。

(１)　鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務企画提案書の評価項目、評価基準、評価方法に関する事項

(２)　鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務企画提案書の評価項目、評価基準、評価方法の公表に関する事項

(３)　鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務企画提案書の評価及び鳥取県教育委員会事務局人権教育課長への報告に関する事項

（組織）

第３条　評価委員会は、委員４人をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から平成２９年１０月末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　評価委員に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　評価委員会の会議は、鳥取県教育委員会事務局人権教育課長が招集し、委員長が議長となる。

（秘密を守る義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第８条　評価委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局人権教育課において行う。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、鳥取県教育委員会事務局人権教育課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２９年７月（告示日）日から施行する。

鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務

企画提案書評価委員会 委員名簿

資料１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　属 | 職　名 | 氏　　名 | 備　考 |
| 公立鳥取環境大学 | 教授 | 今井　正和 |  |
| 鳥取短期大学 | 教授 | 野津　伸治 |  |
| 鳥取県教育委員会事務局 | 次長 | 森田　靖彦 |  |
| 鳥取県教育委員会事務局人権教育課 | 主事 | 西川 まりん |  |